

燕・弥彦総合事務組合監査委員条例の一部改正について

燕・弥彦総合事務組合監査委員条例(平成9年新潟県西部広域消防事務組合条例第3号)の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 8 月 7 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 佐 野 大 輔

記

燕・弥彦総合事務組合監査委員条例の一部を改正する条例

燕・弥彦総合事務組合監査委員条例(平成9年新潟県西部広域消防事務組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条の3中「法第243条の2の8第3項」を「法第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。